

第六十九号議案

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
改正する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

第一条 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第四十五号）の一部を次のように改正する。
第三条第二項中「平成三年法律第百十号」の下に「。以下「育児休業法」という。」を加え、「同法」を「育児休業法」に改める。

第十一条の二の二第一項及び第二項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第十七条第一項中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改める。

第十八条の二の次に次の三条を加える。

（子育て部分休暇）

第十八条の三 教育委員会は、九歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の第三学年を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育する職員（育児短時間勤務職員等又は育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けることができる職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、一日の勤務時間の一部について勤務しないこと（次項において「子育て部分休暇」という。）を承認するものとする。

第六十号議案

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

2 子育て部分休暇に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

(介護についての申出があった場合における措置等)

第十八条の四 教育委員会は、職員が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 教育委員会は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第十八条の五 教育委員会は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第二十条中「及び第十八条の二第一項」を「、第十八条の二第一項、第十八条の三第一項、第十八条の四及び第十八条の五」に改める。

第二条 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第九十号）の一部を次のように改める。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附則

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第十一条の二に規定する超過勤務の免除、同条例第十七条に規定する子どもの看護等休暇及び同条例第十八条の三に規定する子育て部分休暇に係る請求等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十二号）の施行による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）の改正等を踏まえ、介護についての申出があった場合における措置等に係る規定を設けるとともに、子育て部分休暇に係る規定を設けるほか、所要の改正を行う必要がある。